

学校法人会計の開示の実態について ～中部地方の学校法人の事例を中心に～

林 兵 磨

The Survey about Disclosure of Accounting Information of School Corporations An Emphasis of School Corporations in Chubu Region

Hyoma HAYASHI

要 旨

本稿では、中部・甲信越地方に属する10県内に法人本部が所在する学校法人（とりわけ四年制大学を有する文部科学大臣所轄法人）を対象に、社会に対する財務情報の公表のあり方について調査を行ない、その調査結果に基づき考察を加えたものである。

調査対象とする学校法人を、量の側面からは(1)規模別に大・中・小という3区分に分け、また質の側面からは(2)大学の偏差値レベル別に高・中・低という3区分に分け、そして、学校法人会計の特徴点として基本金制度があるので、(3)この基本金のうち第2号基本金の有無で分けて、それぞれの実態を調査した。

調査項目は、①計算書類や勘定科目の説明の有無、②経年分の計算書類の開示の有無、③区分情報（学校法人内に属する学校ごとまたは大学の学部ごとなどの情報）の開示の有無、④大学のサイトにおける財務情報へのアクセスの容易性、の4点である。これら諸項目につき、各大学が設けているサイトを調査を行なった。

なお、本調査は、将来日本全国の文部科学大臣所轄学校法人（4年制大学）に対する調査の予備調査としての位置づけをなすものである。

キーワード：学校法人、大学、会計、ディスクロージャー

Abstract

This report researched about disclosure of financial information of school corporations in Chubu region.

In this research, I divided schools into three aspects with four points.

One point is the aspect of scale of school corporation. I considered university's capacity as a scale. The second point is the aspect of education revel that school corporations have.

I chose the newest deviation of university that they have. Third points is whether school corporations have No.2 *kionkin* or not. The *Kihonkin* is very important to consider universities future.

I surveyed four points I thought important. There are following;

1. If school corporations give explanations about school corporation's accounting systems.
2. If they show not only financial statements about present year but also ones for past several years.
3. If they show segment information.
4. If an access to financial statement's site in their web site is fine.

Key Words:School corporations, University, Financial accounting, Disclosure

- I はじめに
- II 調査方法について
- III 調査結果について
- IV 考察
- V 今後の課題

1. はじめに

周知のとおり、平成 26 年に日本の私立学校法人の会計基準（以下「学校法人会計基準」）が改訂されることとなった。この学校法人会計基準は、私立学校法（私学法）旧第 59 条第 8 項（現：私立学校振興助成法第 14 条第 1 項）の規定に基づき定められたもので、基本的に全ての学校法人に適用される基準となっている。とりわけ、「私立学校振興助成法第 4 条第 1 項および第 9 条により、国から経常費経費について補助されている私立学校は、この学校法人会計基準に基づき会計処理等を行わなければならない（あずさ監査法人編 2015 年）¹⁾」とされている。

そして、この度の学校法人会計基準の改正は、「外部のステークホルダーが学校法人の経営内容を十分に理解し、また学校法人の経営者が適切な経営判断を行うことに資するという観点から行わたるもの（有限監査法人トーマツ編 2015）²⁾」と位置づけられている。ただ、ここでのステークホルダー（利害関係者）とは、学生や父兄といった狭義の学校法人のステークホルダーに留まらず、もっと広く国民全体を対象としていると解すべきであろう。鈴木・杉山も「学校法人のような非営利組織体は、本質的に、その存在自体が、公共的、社会的なものであると認識すべきである。補助金や助成金は、結局のところ国民の税金である。また非営利組織体であるという理由で各種の税務上の恩恵を享受している。学校法人をはじめとして非営利組織体は、一般企業に比較して、さらに強い国民、社会に対する説明責任や会計責任を負っていると言うべき（鈴木・杉山 2002 年）³⁾」と指摘している。

そして、この改正学校法人会計基準は、文部科学大臣所轄法人（主として大学、短大、高等専門学校を有する学校法人）に対し、平成 27 年度より適用されている。そして、文部科学大臣所轄法人においては、改正学校法人会計基準に基づいた決算書（計算書類）が間もなく公表される予定である。ちなみに文部科学大臣所轄学校法人以外の学校法人（都道府県知事所轄法人・・・私立高等学校のみを有している学校法人等）については、平成 28 年度より適用されはじめたところである。

ところで、日本の各私立大学は、平成 14 年における私立学校法改正により、学校法人の計算書類を一般に公開することが義務づけられるようになった（私立学校法第 47 条）。この改正を受け、多くの学校法人は、法人に

¹⁾ あずさ監査法人編『学校法人会計の実務ガイド（第 6 版）』中央経済社、2015 年、p.8。

²⁾ 有限責任監査法人トーマツ編『学校法人の経営分析』同文館出版、2015 年、p.1。

³⁾ 杉山学・鈴木豊編『非営利組織体の会計』中央経済社、2002 年、p.51。

係る財務情報の開示を大学のホームページを通じて行っている。

そこで本稿では、学校法人が作成した計算書類等の財務情報の公表のあり方について、中部地方および甲信越地方の 10 県内に法人本部を有する文部科学大臣所轄学校法人（4 年制大学を有する学校法人）を対象に実態調査を実施し、その調査結果に対して一定の考察を試みてみたい。

現在、学校法人における財務諸表の開示については、私学法第 47 条にて、「学校法人が財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を各事務所に備えておき、当該学校の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」旨が記されている。この規定に基づいてインターネットに掲載することを通じて、情報公開を積極的に公開することが望ましいとされており、各学校法人は、財務情報の開示を行っているのである。

ところで、この度の学校法人会計基準の改正は、計算書類の表示方法についての変更が主な内容となっている。仮に会計基準を「計算基準」と「報告基準」とに分けるとするならば、この度の改正は「報告基準」についてのものであるといえる。このことは、日本私立大学連盟が公表したガイドラインからも窺うことができる。同ガイドラインは次のように述べている。すなわち、「この度の学校法人会計基準の改正は、学校法人を取り巻く環境の変化と会計のグローバル化を背景に、学校法人の経営状態を社会に対してより分かりやすくすること、そして適切な大学経営の判断に役立つものとすることを趣旨として行われた（日本私立大学連盟 2014 年）⁴⁾」と。

それゆえ、特有な計算構造を有しているとされる日本の学校法人会計基準の計算規定については、今回、変更是行われていない。他方、計算書類に係る表示方法の変更の特徴点としては、より企業会計に近いものとなっている。例えば、日本私立学校連盟は、「今回の（学校法人会計基準）改正により新たに追加された『活動区分資金収支計算書』は、企業会計の『キャッシュ・フロー計算書』の活動別に区分して計算する考え方を取り入れている（日本私立大学連盟 2014 年）⁵⁾」と指摘している。

ところが、各学校法人における計算書類等の掲載のスタイルは一律ではなく、多様なものとなっている。この各大学におけるサイト上の計算書類等の公開方法は、利用者の計算書類の理解力に大きな影響を及ぼす可能性があるとともに、各学校法人による学校法人会計に対する姿

⁴⁾ 日本私立大学連盟『新学校法人会計基準の財務比率に関するガイドライン』2014 年、はじめに。

⁵⁾ 同上、p.2。

勢を反映しているといえる。

そこで、本稿では、中部地方内に法人本部がある文部科学大臣所轄学校法人につき、計算書類等の掲載のスタイルについて実態を調査し、その調査結果から傾向を見いだしていきたい。

なお、本調査の先行調査としては、例えば、文部科学省が公表した「平成27年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について（通知）⁶⁾」がある。当該調査結果においては、本稿でも後に見るような「学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料」の掲示や、「ホームページ上の財務情報へのアクセスの容易性」についても調査を行っている。しかし、下記二点において、調査の不十分な点が残されていると思われる。1点目は、この調査は、学校法人に対するアンケートによる回答という方法で行われているので、学校法人側の主張を全てそのまま受け入れている点、2点目はより重要なことであるが、日本で私立大学を有する学校法人が556法人あるが、この私立大学は、規模においても水準においても極めて多様であり、それらを区分することなく、一律に捉えることには無理があると思われる点である。よって、様々な観点から、大学をカテゴリー別に区分して、その区分ごとの傾向を見ることが重要であると思われるのである。

2. 調査方法について

本稿では、学校法人会計につき、ここでは特に下記の4点を調査対象として取り上げたい。

まず第1点目は、次のようなである。学校法人会計基準の内容は、まだ企業会計との間で多くの相違点を有している。それら相違点は、計算構造上に関する事項はもちろんのこと、計算書類の名称・意義、勘定科目についてまで及んでいる。そのため、こうした相違点を熟知しておかねば、学校法人会計を正しく把握することはできないはずである。しかし、日本の多くの一般人は、学校法人会計について詳しい知識を有しているわけではない。そこで、必要となってくるのは、学校法人会計に係る基本事項についての説明である。

この点から、本稿では、各学校法人が示している「学校法人会計に関する解説」の有無等についての実態調査を行い、その調査結果から見いだせる傾向を明らかにしたい。

⁶⁾ 文部科学省「平成27年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について（通知）」（27高私参第15号）2016年3月11日。

第2点目は、経年変化についての開示の有無である。これに関して、野口らは、学校法人の財務分析を行うにあたり次のように述べている。すなわち「長期的な趨勢をみるためにには、できれば10年間程度の計算書類を準備したい。（中略）少なくとも5年分ぐらいの資料は用意しなければならない（野口他2001年）⁷⁾」と。そのため、この要請に応えるだけの資料を、各学校法人が提供しているのかどうかを見ることが重要である。

そこで本稿では、経年に渡る計算書類等の開示の有無について実態調査を行い、その調査結果から見いだせる傾向を明らかにしたい。

第3点目は、学校法人内の内訳情報の開示である。このことに関連して、日本の学校法人に見られる端的な特徴点として、両角は「法人と大学が分離している（両角2010年）⁸⁾」ことをあげている。このため、一つの学校法人が、その中に大学、高校、中学、幼稚園等というように様々な学校を経営しているようなケースが多い。しかしながら、日本の多くの学校法人は、大学のサイトを通じて大学を含む法人全体の会計情報だけを提供しているのが現状である。それゆえ、会計情報の開示も法人全体だけではなく、法人内の各学校別の会計情報もまた、学校法人の実態を見る上でも重要であると思われる。ちなみに文部科学省からも平成15年に公表された「学校法人制度の改善方策について」という報告書の中においても、公開を義務付ける財務書類として、資金収支計算書内訳表および消費収支内訳表を検討すべきであるとしているところである⁹⁾。

そこで本稿では、学校法人の区分情報の開示の実態を調査し、その調査結果から見いだせる傾向を明らかにしたい。

第4点目は、計算書類等が掲載されているサイトへのアクセスの容易性についてである。大学が運営するホームページには、計算書類等を独立のサイトを設けて掲載しているところもあれば、計算書類等をあくまでも他の情報開示項目（大学の専任教員数等の情報）といった他の事項と共に、一つのサイトにまとめて掲載しているところもある。この違いは、各学校法人が、計算書類等をどの程度重要視しているのかに関わってくる。それゆえ、この点は計算書類等に対する認識の度合いを見る上で有用と思われる。

⁷⁾ 野中郁江・山口不二夫・梅田守彦『私立大学の財務分析ができる本』大月書店、2001年、p.44.

⁸⁾ 両角亜希子『私立大学の経営と拡大・再編』東信堂、2010年、p.44.

⁹⁾ 文部科学省大学設置・学校法人審議会「学校法人制度の改善方策について」2003年10月10日。

ちなみに、学校法人が公表すべき財務情報以外の情報については、学校教育法施行規則第172条の2によって規定されている。それによると、次のようなである。

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

(表 A)

県名	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県	愛知県	合計
学校法人数	10	2	6	2	4	5	7	7	4	36	83

なお、医学部を有する学校法人は除外することとした。これは、医学部を有する学校法人は付属病院を有しており、そのため事業収入の割合がとりわけ高いこと等、医学部を持たない他の学校法人とは単純比較できないためである。その他諸事情により、調査不可能であると判断した学校法人についても除外した。

(1)大学の規模別分類

まず、①量的側面について説明していく。

中部・甲信越地方の大学群につき、大学の大きさ（規

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

なお本稿では、Yahoo 等の検索サイトから、一度の検索で「計算書類等だけを掲載しているサイト」に移行できるのか、それとも他の開示事項が羅列したサイトから再度財務情報に関するサイトを探して、ようやく移行できるのか、そのいずれかについて実態調査を行い、その調査結果から見いだせる傾向を明らかにしたい。

以上四点について調査を行うが、本稿では学校法人の財務情報に係る情報開示の傾向を見るにあたっては、各学校法人における①大学の大きさ（量的側面）ごと、②大学のレベル（質的側面）ごと、そして③基本金の構成要素の相違、という3つの側面から区分をそれぞれ行い、調査をしていくこととした。

なお、ここで調査対象とした中部地方（10県）の県別の学校法人数を示すと、下記（表 A）のとおりである。

模）を見ていくと、規模の大きな大学を有する学校法人群と、そうではない大学を有する学校法人群におおまかに分けることができる。こうした規模別に区分して、傾向が異なるかどうかを探ることは有益であると思われる。

そこで、この大学の規模の区分は、各大学の収容定員によって分類していきたい。学校法人群につき収容定員による大学規模別で分けた場合、下記（表 B）のようになる。

(表 B)

県名	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県	愛知県	合計
大規模	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
中規模	0	0	1	0	0	0	0	1	0	7	9
小規模	10	2	5	2	4	4	7	6	4	24	69
合計 学校法人	10	2	6	2	4	4	7	7	4	36	83

大学の規模を分ける基準としては、資産総額、帰属収入額等の大小によっても可能であるかもしれない。しかし、これら金額によって、学校法人を区分しようとする場合、学校法人の計算書類によることとなるのだが、この計算書類の数値には学校法人本部に係る部分と大学に係る部分、さらには附属の高等学校に係る部分なども混在してしまう点、および、規模の大・中・小の区分の線引きが恣意的になる恐れがある点等を考慮して、大学の収容定員による区分を採用することとした。

そして、具体的な収容定員による、大・中・小規模の分類基準は、文部科学省は公表した「私学助成が全額不交付となる入学定員充足率の基準の変更」に記載されている大学規模の区分に準じた。

この区分によると、大規模大学とは収容定員 8,000 人以上の大学を指し、中規模とは収容定員 4,000 人以上 8,000 人未満の大学を指し、小規模とは収容定員 4,000 人未満の大学を指す。

その結果、大規模大学に該当する大学を有する学校法人は 5 法人、中規模大学に該当する大学を有する学校法人は 9 法人、小規模大学に該当する大学を有する学校法人は 70 法人であった。

(2)大学の偏差値レベル別分類

次に、②大学群の質的側面について説明していく。

大学の質的側面を何で計測するか。これは大変難しい問題である。大学の入り口部分である大学入試に係る偏差値もあれば、大学のカリキュラムや授業の質や学生満足度もありうる。さらに、卒業生の就職先といった出口部分での側面もある。しかし、客観的な数値として公表されている点、そして、多くの人々にとって従前より馴染みのあるという点から、今回は大学の偏差値によって区分することとした。

中部・甲信越地方の大学群の偏差値レベルを見ていいくと、比較的偏差値レベルの高い大学群と、偏差値レベルがそれ程高くない大学群とに、概ね区分することができる。

とりわけ、偏差値レベルが高くない大学群は収容定員を満たしていない、いわゆる「定員割れ」のケースも多い。この「定員割れ」の状況が常態化すると、将来的には大学の運営にも不安材料を与えることとなる。よって、こうした大学を有する学校法人については、とりわけ会計情報が重要であるといえよう。

上記の学校法人群につき偏差値レベル別で区分した場合、下記（表 C）のようになる。

(表 C)

偏差値 県名	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県	愛知県	合計
50 以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12
40 以上 50 未満	5	1	3	2	2	2	6	5	3	15	44
40 未満	5	1	3	0	2	2	1	2	1	10	27
合計 学校法人	10	2	6	2	4	4	7	7	4	37	83

なお、この大学の偏差値レベルによる区分は、大学の偏差値に関するウェブサイト（「大学受験 大学偏差値情報 2016」）によった。

そして、偏差値 50 以上（高レベル）、偏差値 50 未満 40 以上（中レベル）、偏差値 40 未満（低レベル）の 3 つに区分した。ところで、一つの大学に複数の学部がある場合には、学部ごとに偏差値が異なる。そこでこのような場合には、学部間の偏差値の平均値（学部平均偏差値）を算出し、この値によって区分をした。

その結果、学部平均偏差値 50 以上（高レベル）の大学を有する学校法人の数は 12 法人、学部平均偏差値 40

以上 50 未満（中レベル）の大学を有する学校法人の数は 45 法人、学部平均偏差値 40 未満（低レベル）の大学を有する学校法人の数は 27 法人であった。

(3)基本金構成要素別分類

次に、学校法人会計の基本金構成別に、大学群を区分することについて説明する。ここで基本金とは、帰属収入のうちで学校法人が永続的維持のために必要不可欠となる資産の源泉収入を、消費支出に充当させないために設けられた貸方勘定とされる。そしてこの基本金は、企業会計でいう資本金に類似した概念である。

ところで、この基本金であるが、4つの種類から構成されている。すなわち、第1号基本金から第4号基本金の4つである。以下において、それぞれの概略を示すと、次のようになる。

第1号基本金、土地、校舎、備品、図書等の固定資産のうち、継続的保持すると判断されるものの金額のこと。

第2号基本金、将来第1号基本金に組入対象の固定資産を取得するために積み立てられる預貯金等資産に相当する金額のこと。

第3号基本金、研究用または奨学金基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産に相当する金額のこと。

第4号基本金、学校法人が恒常に保持すべき金額で、文部科学省によって定められた金額のこと。

このうち、第1号基本金は、学校法人の基本財産に相当する金額であるので、どの学校法人にも必ず存在するものである。また、第4号基本金についても、文部科学

省令により設定することが定められているので、どの学校法人にも必ず存在する。残る第2号基本金および第3号基本金については、設定するか否かは各学校法人の任意である。

よって、各学校法人の基本金の構成パターンは、下記の4種類のいずれかとなる。

- ① 1、2、3、4号基本金すべて存在するグループ
これをAグループとする。
- ② 1、3、4号基本金が存在するグループ
これをBグループとする。
- ③ 1、2、4号基本金が存在するグループ
これをCグループとする。
- ④ 1、4号基本金のみ存在するグループ
これをDグループとする。

そして、各グループに属する学校法人数は下記の（表D）のとおりである。

(表 D)

	A グループ	B グループ	C グループ	D グループ	合 計
法人数	20	27	9	27	83

本調査では、このうち第2号基本金の有無に着目したい。先にも見たように第2号基本金は、将来の資産取得のための積立金に相当する貸方項目である。学校法人の資産規模は様々であるが、その様々な資産規模を将来的に維持しつつ、拡張させることも視野に入れる事でできるだけの余力の有無を、第2号基本金で見て取ることができよう。

それゆえ、上記の4つのグループは、AおよびCの第2号基本金があるグループ(以下、Pグループという)と、BおよびDの第2号基本金がないグループ(以下、Qグループという)にわけることができる。

この結果、Pグループの法人数は、29法人であり、Qグループの法人数は、54法人となる。

3. 調査結果について

(1) 学校法人会計についての説明の記述の有無

①規模別分類による結果（表 1-1）

規 模	大規 模	中規 模	小規 模	合 計
結 果	1(20%)	1(11.1%)	35(50.7%)	37(44.6%)
母 数	5	9	69	83

この表1-1から分かるように、全体として約半数の学校法人で学校法人会計の基本事項に関する説明をしてい

るサイトが設けられている。とりわけ、規模別分類で見ると、小規模大学を有する学校法人でその傾向が高いように見受けられる。

②偏差値レベル別分類による結果（表 1-2）

学部平均 偏差値	40 未満	40 以上 50 未満	50 以上	合 計
結 果	13(48.1%)	19(43.2%)	5(41.7%)	37(44.6%)
母 数	27	44	12	83

この表1-2から分かるように、偏差値レベル別では、大学のレベルに関わりなく同じような傾向であった。

③基本金構成別による結果

Pグループ：14 法人／29 法人 割合：48.3%

Qグループ：25 法人／54 法人 割合：46.3%

この結果から、基本金構成別では、学校法人会計についての説明記述の有無の点では、大きな差異は見られなかった。

(2) 計算書類等の経年開示の有無

①規模別分類による結果（表 2-1）

規 模	大 規 模	中 規 模	小 規 模	合 計
結 果	4(80%)	8(88.9%)	46(66.7%)	58(69.9%)
母 数	5	9	69	83

この表 2-1 から分かるように、全体として多くの学校法人で経年開示を行っている。ちなみに多くの学校法人では、過去 5 年分の計算書類等を開示しているところが多かった。ただし、中には過去 10 年分という学校法人も存在した。

このように規模別分類では、相対的に大規模・中規模の学校法人で経年開示の多いことが窺える。

②偏差値レベル別分類による結果（表 2-2）

学部平均 偏差値	40 未満	40 以上 50 未満	50 以上	合 計
結 果	19(70.4%)	30(68.2%)	9(75%)	58(69.9%)
母 数	27	44	12	83

この表 2-2 から分かるように、偏差値レベル別分類によると、経年開示はほぼ同じような傾向があるように見受けられる。

③基本金構成別による結果

P グループ：23 法人／29 法人 割合：79.3%

Q グループ：35 法人／54 法人 割合：64.9%

この結果から、基本金構成別では、資金的に余裕のある P グループでは、経年開示について積極的な姿勢が見受けられるといえる。

(3) 学校法人内の学校ごとの内訳開示の有無

①規模別分類による結果（表 3-1）

規 模	大 規 模	中 規 模	小 規 模	合 計
結 果	0(0%)	0(0%)	15(21.4%)	15(18.1%)
母 数	5	9	69	83

この表 3-1 からも分かるように、規模別分類では、大規模・中規模学校法人では、内訳表示を行っているところは、一つも見つからなかった。ただ、全体的に見ても表示している法人の割合は、2 割未満であり低調である。

調査対象となった大規模・中規模学校法人の数も少ないもので、さらに調査対象を増やす必要がある。

②偏差値レベル別分類による結果（表 3-2）

学部平均 偏差値	40 未満	40 以上 50 未満	50 以上	合 計
結 果	5(18.5%)	10(22.2%)	0(0%)	15(18.1%)
母 数	27	44	12	83

この表 3-2 からも分かるように、偏差値レベル別分類では、内訳開示は低・中レベルで積極的に開示していることが窺える。

③基本金構成別による結果

P グループ：10 法人／29 法人 割合：34.5%

Q グループ：9 法人／54 法人 割合：16.7%

この結果から、基本金構成別では、内訳開示の有無においても、資金的に余裕のある P グループの方が、内訳開示をしている割合が大きく、積極的な姿勢が見受けられるといえる。

(4) 計算書類等が掲載されているサイトへのアクセスの容易性

①規模別分類による結果（表 4-1）

規 模	大 規 模	中 規 模	小 規 模	合 計
結 果	4(80%)	4(44.4%)	27(38.6%)	35(42.2%)
母 数	5	9	69	83

この表 4-1 からも分かるように、規模別分類では、全体の半数弱の学校法人において、一度のアクセスで計算書類等のサイトへ移行できる。このように規模別分類では、大規模大学でその傾向が強いといえる。

②偏差値レベル別分類による結果（表 4-2）

学部平均 偏差値	40 未満	40 以上 50 未満	50 以上	合 計
結 果	10(37.0%)	17(37.8%)	8(66.7%)	35(42.2%)
母 数	27	44	12	83

この表 4-2 からも分かるように、偏差値レベル別分類では、高レベルの大学を有する学校法人の方が、財務情報に関するサイトへのアクセス性は良いといえる。

③基本金構成別による結果

P グループ：9 法人／29 法人 割合：31.0%

Q グループ：23 法人／54 法人 割合：42.6%

この結果から、基本金構成別では、アクセスの容易性については、むしろ第 2 号基本金を有していない Q グループの割合が多い傾向が見て取れるであろう。

4. 考察

本章では、調査を通じて全般的な傾向を見て、学校法人における会計情報開示の特徴を探っていきたい。

今回調査した中部・甲信越地方に法人本部が所在する文部科学大臣所轄学校法人（4年制大学）は、大規模・高偏差値レベル大学を有する学校法人群と小規模・非高偏差値レベル大学を有する学校法人群とに大別できる。

ここで議論を容易にするために、大規模・高偏差値レベル大学を有する学校法人を「甲タイプ学校法人」とする。他方、小規模・非高偏差値レベル大学を有する学校法人を「乙タイプ学校法人」とする。

下記において、それぞれの学校法人のタイプについて、その特徴（長所および短所）を述べることとする。

甲タイプ学校法人の長所

計算書類等のサイトへの直接アクセスが良好ということは、学校法人の計算書類の重要性を学校法人自身がよく認識しているものと見受けられる。

甲タイプ学校法人の短所

①甲タイプ学校法人には、学校法人会計に関する説明の資料が付されていないことが多い。このことから、計算書類の利用者に対する配慮は不足気味といえる。

②学校法人内の内訳情報の公表が遅れている。甲タイプ学校法人には、大規模な学校法人が多い。一つの学部でも、甲タイプ学校法人の大学程度の規模のものが存在している。このことからも、この内訳情報の開示の必要性は高いと思われる。それにもかかわらず、開示事例が少ないことは、開示することを妨げる何か意図があるのでは、とも疑われる。

以上から、甲タイプ学校法人は、次のように総括できる。甲タイプ学校法人は大規模な学校法人が多く、こうした学校法人は国からの私学助成金を多額に受けている。また、歴史の古い大学が多い。本来、学校法人会計基準は、私学助成の受給条件として定められたものであり、学校法人会計の開示は、対文部省（当時）へのものである。それゆえ、情報開示の相手方は、学校法人会計基準に精通しているいわば「プロ」相手であった。こうした背景を引き継いだまま、学校法人の会計情報の対象者を広く国民一般にまで現在は拡大されている。よって、現在においてなお、分かりやすい情報開示を提供するという意識が乏しく、その反映として学校法人会計における基本事項の説明が不足しているのではないかと推測できるのである。

乙タイプ学校法人の長所

①記述における詳細さの程度は様々であるものの、学校法人会計基準についての基本事項の説明記述がある法人数は多く、情報利用者への配慮は甲タイプ学校法人よりも高いといえよう。

②法人内の学校ごとの内訳情報を出す法人はもっぱら乙タイプ学校法人である。このことから、詳細な情報を提供しようとする姿勢は評価されてよいであろう。

乙タイプ学校法人の短所

計算書類等のサイトへのアクセスがあまり良くないということは、財務情報の重要性をそれほど認識しておらず、財務情報のことを他の多くの開示項目の一つとして捉えているにすぎないと位置づけていると推測できる。

以上から、乙タイプ学校法人は、次のように総括できる。

学校法人にとって、財務情報はその法人の存続に関する情報であり、極めて重要度の高い情報である。乙タイプ学校法人は、情報を分かりやすく積極的に提供しようとしている姿勢は評価できるものの、他方で乙タイプ学校法人は、財務情報の重要性をもっと認識し、できるだけ容易にアクセスできるように努めるべきであると考える。

ところで、日本の大学は、いわゆる「2018年問題」の到来を目前に控えている。そうした中で、いわゆる「危ない大学」と社会から認知されているのは、甲タイプ学校法人よりもむしろ乙タイプ学校法人の方ではないだろうか。その意味で、乙タイプ学校法人は、財務情報の重要性を際立たせるように、情報開示の方法を工夫していくことが求められよう。

5. おわりに

以上、今回の調査は中部・甲信越地方のみを対象として取り上げてきたが、おおよその結果は予想していたものと符合していた。日本の私立大学は大規模なものから小規模なものまで存在し、また、偏差値レベルにおいても非常に多様である。よって、これらの大学群を一つのまとまりとして見ていくということはできないであろう。

実は、これまでにも規模別による大学の区分ごとの調査は、2007年度に日本私立大学連盟が公表した報告書「私立大学の戦略的・財政システム改革～多様な経営・財務モデルの構築に向けて～」でも試みられているが、偏差値レベル別での調査はほとんど見られないのが現状である。

日本においては、社会の大学に対する評価は、今もって偏差値レベルによって為されている側面は否定できな

いであろう。この点から、偏差値レベル別で大学の考察を行っていくことは必要ではないかと思われる。

また、今回明らかになった傾向を、統計上も有意性を満たすと結論づけるには、まだまだサンプル数が少ない。よって、今後の課題として日本全国の全ての文部科学大臣所轄学校法人（4年制大学）について、同様の調査を実施し、統計的にも有意であるか否かを調査していきたい。

[参考文献]

[書籍]

- (1) あずさ監査法人編『学校法人会計の実務ガイド（第6版）』第2刷、中央経済社、2015年。
- (2) 杉山学・鈴木寛編著『非営利組織体の会計』中央経済社、2002年。
- 野中郁江・山口不二夫・梅田守彦『私立大学の財務分析ができる本』大月書店、2001年。
- (3) 両角亜希子『私立大学の経営と拡大・再編』東信堂、2010年。
- (4) 有限監査法人トーマツ編『学校法人の経営分析』同文館出版、2015年。

[論文]

- (1) 田中敬文「私立大学経営と基本金」矢野眞和編『高等教育政策と費用負担』文部科学省研究補助金研究成果報告書、2001年。

[資料]

- (1) 財団法人日本私立大学連盟「学校法人会計基準の確立を目指して～外部報告の充実のために～」2007年。
- (2) 財団法人日本私立大学連盟「私立大学の戦略的・財政システム改革～多様な経営・財務モデルの構築に向けて～」2007年。
- (3) 財団法人日本私立大学連盟「新学校法人会計基準の財務比率に関するガイドライン」2014年。
- (4) 日本公認会計士協会「非営利組織の会計的枠組み構築を行けて」2013年。
- (5) 文部科学省「平成27年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について（通知）」（27高私参第15号）2016年3月11日。
- (6) 文部科学省大学設置・学校法人審議会「学校法人制度の改善方策について」2003年10月10日。